

平成22年第4回
美唄市議会臨時会会議録
平成22年11月25日(木曜日)
午前10時00分 開会

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 議案第75号 美唄市給与条例の一部改正の件
- 第6 議案第76号 美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件
- 第7 議案第77号 損害賠償の額決定の件
- 第8 議案第78号 平成22年度市立美唄病院事業会計補正予算(第1号)

出席議員(16名)

議長	内馬場	克康	君
副議長	谷村	孝一	君
1番	吉岡	文子	君
2番	森川	明	君
3番	五十嵐	聡	君
4番	高田	正則	君
5番	高橋	幹夫	君
6番	阿部	義一	君
7番	長谷川	吉春	君
8番	米田	良克	君
9番	白木	優志	君
10番	小関	勝教	君
11番	土井	敏興	君

12番	本郷	幸治	君
13番	紫藤	政則	君
14番	林	国夫	君

出席説明員

市長職務代理者副市長	板東	知文	君
総務部長	藤井	英昭	君
市立病院事務局長	高倉	雄治	君
総務部総務課長	大崎	聡	君
総務部総務課総務係長	村上	孝徳	君

事務局職員出席者

事務局長	岡嶋	博文	君
次長	中平	匡司	君

午前10時00分 開会

議長内馬場克康君 ただいまより、本日もって招集されました、平成22年第4回美唄市議会臨時会を開会いたします。

議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

11番 土井敏興議員、
12番 本郷幸治議員、
を指名いたします。

議長内馬場克康君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日より11月26日までの2日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議長内馬場克康君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって諸般報告を終わります。

議長内馬場克康君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議長報告を終わります。

議長内馬場克康君 次に日程の第5、議案第75号美唄市給与条例の一部改正の件ないし日程の第7、議案第77号損害賠償の額決定の件の以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長板東知文君(登壇)ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第75号美唄市給与条例の一部改正の件であります。

本件は、国家公務員の給与改定に準拠し、医師を除く中高年齢の一般職並びに再任用職員の給料月額、また、全職員の期末勤勉手当の支給割合について必要な改正を行うほか、当分の間、医師及び各給料表の5級以下の職員を除く55歳を超える職員の給料月額、地

域手当、期末勤勉手当を1.5%削減して支給する旨の規定を設けるものであります。

次は、議案第76号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、一般職の給与改定に準拠し、市議会議員並びに特別職の期末手当の支給割合について、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第77号損害賠償の額決定の件であります。

本件は、平成16年1月30日に市立美唄病院で検査入院による内視鏡検査を行った後、急性膵炎となり重症化したことから、検査を受けた患者が原告となり医療過誤による損害賠償を求める請求事件として、平成21年2月10日に札幌地方裁判所に提訴されたものであります。

以来、審理を続けてまいりましたが、平成22年8月25日、札幌地方裁判所より和解案の提示があり、和解協議を進めてきた結果、去る11月9日に開かれた和解準備手続期日において本市が和解金150万円を支払う事で、原告、被告双方が受諾いたしましたので、和解にかかわる損害賠償額の決定について、市立美唄病院事業の設置等に関する条例第5条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第75号ないし議案第77号の以上3件は大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第75号ないし議案第77号の以上3件について、一括大綱質疑を行います。

13番、紫藤政則議員。

13番紫藤政則議員 議案第75号美唄市給与条例の一部改正の件につきまして、大綱的な質疑を行いたいと思います。

質問の要旨は2つございまして、1つは、この給与条例の改正に至る意思決定のプロセスでございます。給与を決定というのは、従来から人事院勧告が8月の大体上旬、10日くらいに出されまして、それを受けて内部協議をします。あわせて、労使間の協議を行ってね、庁議という形で内部の意思決定をします。当然、長の方針というものが働いて、議会の提案ということになるかと思えます。意思決定に当たっては、給与決定の原則というのがございまして、国や道、それから類似都市等の比較、あわせて民間の給与水準、地元美唄の賃金はどうかという事を参酌しながら賃金を決定していくと。これは原則として法律にも定められているわけございまして、これらは私が言うまでもなく、そういう状況、調査をし、そして段階を踏んで提案に至ったと思うわけございまして、この提案に至るプロセスですね、改めてどういうプロセスを踏まえて提案に至った部分ですね。市長がご病気でおられませんのでね、その辺のところも、どういう意思確認をされたのかということも含めて、お尋ねしたいのが1点

目でございます。

2点目は、ついこの間、9月の定例議会、私、賃金決定に関する一般質問をいたしました。ここに、詳細な会議録は今手元にはございませんが、私ども議会終わるたびに会派として会派報告をして、市民の皆さんに活動内容をお知らせしておりますが、そこにしたためた要点、要点について正確かどうか少しく調べていただきたいと思います。本年の賃金決定方針と賃金水準という項目でお尋ねをしております。

質問の要旨、8月10日に人事院勧告があり、国家公務員の賃金減額が示された。特に、50歳以降層に厳しいものとなっている。提案にもありました中高年層と言いましょかね、そこに的を絞った減額勧告ということでございますが、市の職員については既に財政健全化計画の中で大幅な賃金ダウンが強いられており、新たな減額をすべきでないと考え、市の給与水準と賃金決定方針を尋ねるという事でお尋ねをいたしました。

それについてご答弁は、給与決定については、これまでも国を基準に道を参考にして決定しているが、本年は財政健全化計画に基づいて給与の独自削減を既に実施しているところなので、更なる削減は考えていないところだ。なお、平成21年度の本市のラスパイレス指数は87.9となっており、全道35市のうち、下から6番目に低い水準となっている。

ということで、私どもは皆さんにお示しをした経過がございます。これらの算定における答弁、今回の提案内容、整合性がとれているかどうか、この2点お尋ねをしたいと思います。

います。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長板東知文君 答弁準備のため、30分程度時間をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長内馬場克康君 それでは、答弁準備のため、10時40分頃まで休憩します。

午前10時11分 休憩

午前10時53分 開議

議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

紫藤議員の質疑に対する理事者の答弁から入ります。

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長板東知文君 紫藤議員のご質問にお答えします。

まず1点目、提案に至る意思決定の経過についてでございますが、今回の給与改定につきましては、地方公務員法第14条に規定いたします情勢適応の原則に基づきまして、8月の国の人事院勧告及び10月の道の人事委員会の勧告を基にいたしまして内部協議を重ね、人事院勧告どおり実施することとし、11月4日に組合へ掲示したところでございます。この労使間協議におきましては、15日合意いたしましたので、その後、庁議において最終意思を決定し、この度の提案に至ったところでございます。

また、市長の意思等につきましては、従前の例により対応する旨、確認をしているところでございます。

次に、第3回定例会一般質問に対する答弁との整合性についてでございますが、本市におきましては、現在、財政健全化計画に基づく給与の独自削減を実施しているところでございますが、さらなる独自削減については考えていないところでございます。今般の給与改定に当たりましても、この考え方にに基づき、実支給額に影響がないよう、必要な本則の改定等について提案させていただいているものでございます。以上でございます。

議長内馬場克康君 13番 紫藤政則議員

13番紫藤政則議員 常任委員会で詳細な審査がなされる前提でございますから、私は骨の部分ですね、大綱でございますから骨の部分についてのみ重ねて質問をしたいと思います。

1点目の、長の確認行為ですが、従前の例により行うということをお願いして確認をとったということのようでございますが、それは具体的にいつ、どういうふうにとったのか、それが1点。

それから2点目の、私の一般質問に対する当時の桜井市長のご答弁との整合性ということをお尋ねしたわけですが、今の御答弁でいけば、整合性が取れてるんだか、とれてないんだかわからない答弁なんです。

改めてお尋ねしますけど、この議会運営委員会で給与条例の一部改正の件、これが説明があった中身は、給与月額引き下げとなる職員はいないと、3級以上。しかし、1、2級の一部職員については、給料月額引き下げとなり、本年4月からの格差相当分を12月支給の期末手当から減額して調整すると、こういうことですね。不利益を不遡及をして、

そしてそれを言葉じり合わせるために12月の手当で調整と、これは実績があるんですよ。今さらこれ、良いか悪いかって議論ね、私はこれは、不利益、不遡及の原則に反していると思います。反しているという考えは、私自身は変わりません。しかし、これはもう既に実績あるんですよ。みんなおとなしい人ばかりですからね、言われるとおりのんですよ。このことを繰り返し議論するつもりありませんが、実質的に減額対象者がいると。実支給額に影響ないと書いてますが、減額支給しているでしょう。そう思いますよ。

それと、私の質問に対する答弁と不整合である。これは申し上げざるを得ませんね。いろいろ質問をしたり、質疑をしたりしてご答弁いただいておりますが、なかなか言い切る答弁はないんですよ。検討しますとか、時間くださいとか、調査研究とか。この場合は明確に答えてるんです。削減しないと答えてる。こことこね、繰り返しこれ以上もう言いませんから、出てきた答弁に対して再度また重ねてということは言いません。それで終わるんだから、しっかり答えてください。

あわせて、総務常任委員会の中で、現下の状況を考えて、何人対象でどれくらいの減額になるのかと。1.5とか1とかですから、これは額にすればわずかなのかもしれませんが。他市の状況がどうなのか、みんな同じようにしてるのかですね。それに伴う、医者の部分というのは除外されてるから、これはもろに行くんでしょうけど。どれだけ財政健全化に寄与するのか、この辺のところは、常任委員会ですっきりした審査がなされると、こういうふうに期待をしておりますけれども

ね。私は、実施時期を明年の1月以降にずらす程度の配慮は、苦しい中で仕事をしている職員に対する最低限の使用人としての配慮でなかろうかなと、こんなふうに思っています。どんな答えあっても3回目言いませんので、ご答弁ください。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長板東知文君 紫藤議員のご質問にお答えします。

まず1点目の、市長の意思確認ということでございますけども、これにつきましては、去る11月3日に本人にお会いした段階で、今般の給与改定の考え方については、先ほど申し上げたとおり、従前の例により対応するというを確認したところでございます。

それから、2点目でございますけども、答弁との整合性ということでございますけども、今、財政健全化計画中の給与の独自削減ということで、非常に厳しい環境にあるというふうには認識しているところでございます。今般の改正に当たりましても、今回の人事院勧告の趣旨、内容等を十分踏まえながら、本市の給料表との整合性、基本的に実支給額に影響がないよう、あらゆる面から検討し、さらにまた十分な内容の検討を踏まえながら、労使間協議を行い、一応合意に至ったということで、今回のご提案に至ったところでございます。市町村責任ということでございますけども、今後とも給与の問題といったものは、これは市町村責任として非常に重いものとして考えてございましては、今後とも、しっかりとした考え方、手続に基づき、市町村責任を十分果たしてまいりたいと、このように考

えているところでございます。

議長内馬場克康君 これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第75号及び議案第76号の以上2件は総務・文教委員会に、議案第77号は産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

議長内馬場克康君 次に日程の第8、議案第78号平成22年度市立美唄病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長板東知文君(登壇)ただいま上程されました議案第78号平成22年度市立美唄病院事業会計補正予算(第1号)について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、議案第77号損害賠償の額決定の件でご説明申し上げました、和解に伴う損害賠償額及び裁判にかかわる費用について補正しようとするもので、補正内容について申し上げますと、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、収益的収入の医業収益を398万円増額し、収益的収入の総額を16億8,096万9,000円に、収益的支出の医業費用を398万円増額し、収益的支出の総額を16億7,492万円にしようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第78号は大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査するこ

とにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第78号について、大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第78号については、15人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

吉岡文子議員、森川明議員、
五十嵐聡議員、高田正則議員、
高橋幹夫議員、阿部義一議員、
長谷川吉春議員、米田良克議員、
白木優志議員、小関勝教議員、
土井敏興議員、本郷幸治議員、
紫藤政則議員、林国夫議員、

谷村孝一議員の以上15人の議員を指名いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議長内馬場克康君 以上をもって、本日の
日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 11時04分 散会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに

署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____